

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 令和7年 1 月 1 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人		参考として記載している場合	
氏名		(被相続人) ヨコハマタロウ		子		参考	
個人番号又は法人番号				↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。			
生年月日		昭和37年 1 月 1 日 (年齢 63 歳)		昭和37年 1 月 1 日 (年齢 63 歳)			
住所 (電話番号)				〒		()	
被相続人との続柄		職 業		長男			
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①	4 0 7 8 2 9 8 8 0	円	1 3 5 9 4 3 2 9 6	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③					
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	4 0 7 8 2 9 8 8 0		1 3 5 9 4 3 2 9 6		
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	4 0 7 8 2 9 0 0 0	円	1 3 5 9 4 3 0 0 0	円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦	3 人	円	左の欄には、第2表の②欄の㊸の人数及び㊹の金額を記入します。		
	相続税の総額	⑧	9 2 9 3 1 6 0 0	円	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
	一般の場合 (㊿の場合を除く)	⑨	9 2 9 3 1 5 9 8	円	0 3 3 3 3 3 3 3 4		
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑪					
	各人の納付・還付税額の計算	⑫	9 2 9 3 1 5 9 8	円	3 0 9 7 7 2 0 0		
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑬)	⑬					
	配偶者の税額軽減額 (第5表㊿又は㊾)	⑭					
	㊿・㊾以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑮					
	計	⑯					
	差引税額 (㊿+⑮-⑯)又は(㊿+⑮-⑯) (赤字のときは0)	⑰	9 2 9 3 1 5 9 8	円	3 0 9 7 7 2 0 0		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	⑱					
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑲					
	小計 (⑰-⑱-⑲)	⑳	9 2 9 3 1 4 0 0	円	3 0 9 7 7 2 0 0		
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	㉑					
	申告期限までに納付すべき税額	㉒	9 2 9 3 1 4 0 0	円	3 0 9 7 7 2 0 0		
この申告書の修正前の小計	申告期限までに納付される税額	㉓			△		
	この申告書の修正前の小計	㉔					
	納税猶予税額	㉕					
	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を記載)	㉖					
	小計の増加額 (㉒-㉖)	㉗					
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、欄に△を記載) ((㉒)又は(㉖)-㉗)	㉘					
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号			
名簿番号	申告年月日	関与区分	書面添付	検査	管理補完	確認	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表令和6年1月分以降用

←この申告書で

提出しない人

である場合(参考として記載している場合)は

を○で囲んでください

(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

(注) ⑬欄の金額が赤字となる場合は、⑬欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑬欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑩)があるときは⑬欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署
通日付印
年月日
・
(確認)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階

TEL03-6269-9993

税理士法書面提出

30条 33条の2

☒ ☐

この申告が修正申告である場合の異動の内容等